

通所介護重要事項説明書・第一号通所事業重要事項説明書

社会福祉法人にんじんの会
デイホームにんじん・万願寺

◆ 利用者様の相談や苦情については、次の窓口で対応します。何でもおたずね下さい。

① サービス相談・苦情窓口 担当者 事業所長	(受付時間 月～金曜日 9:00～17:00) 電話番号 042-587-1240
② 当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。	
日野市介護保険課介護給付係	電話番号 042-514-8519
八王子市介護保険課	電話番号 042-620-7442
多摩市介護保険課	電話番号 042-338-6901
東京都国民健康保険団体連合会 介護相談指導課 介護相談窓口担当	電話番号 03-6238-0177
「苦情解決の仕組み指針」に基づく第三者委員	
・山岡 義典(法政大学現代福祉学部教授)	電話番号 042-783-2830
・石井 正子(薬剤師)	電話番号 090-2662-3495

◆ ご利用料金のご案内

(1) 介護保険の利用料金

お支払いいただく料金の単価は下記のとおりです。

全額(円)	介護保険適応外利用料金(全額自己負担額)
1割(円)	介護保険適応時自己負担額(1割負担額)
2割(円)	介護保険適応時自己負担額(2割負担額)
3割(円)	介護保険適応時自己負担額(3割負担額)

注) 当事業所における地域区分単価は1単位＝ 10.68 円となります。

		サービス内容略称	合成 単位数	算定 単位	全額(円)	
		内 容			1割(円)	2割(円)
第一号通所事業		区・市独自基準通所型サービス	別表による			
介 護 サ ー ビ ス	地 域 密 着 型 通 所 介 護	要介護1	地域通所介護11	416	1 回 に つ き	4,442
			3時間以上4時間未満のサービス提供			445
						889
						1,333
	要介護2	地域通所介護12	478	5,105		
		3時間以上4時間未満のサービス提供		511		
				1,021		
				1,532		
	要介護3	地域通所介護13	540	5,767		
		3時間以上4時間未満のサービス提供		577		
				1,154		
				1,731		
	要介護4	地域通所介護14	600	6,408		
		3時間以上4時間未満のサービス提供		641		
				1,282		
				1,923		

		サービス内容略称	合成 単位数	算定 単位	全額(円)
		内 容			1割(円)
介 護 サ ー ビ ス	地 域 密 着 型 通 所 介 護	要介護5	地域通所介護15 3時間以上4時間未満のサービス提供	663	7,080
					708
					1,416
					2,124
		要介護1	地域通所介護21 4時間以上5時間未満のサービス提供	436	4,656
					466
					932
					1,397
		要介護2	地域通所介護22 4時間以上5時間未満のサービス提供	501	5,350
					535
					1,070
					1,605
		要介護3	地域通所介護23 4時間以上5時間未満のサービス提供	566	6,044
					605
					1,209
					1,814
		要介護4	地域通所介護24 4時間以上5時間未満のサービス提供	629	6,717
					672
					1,344
					2,016
		要介護5	地域通所介護25 4時間以上5時間未満のサービス提供	695	7,422
					743
					1,485
					2,227
		要介護1	地域通所介護31 5時間以上6時間未満のサービス提供	657	7,016
					702
					1,404
					2,105
		要介護2	地域通所介護32 5時間以上6時間未満のサービス提供	776	8,287
					829
					1,658
					2,487
		要介護3	地域通所介護33 5時間以上6時間未満のサービス提供	896	9,569
					957
					1,914
2,871					
要介護4	地域通所介護34 5時間以上6時間未満のサービス提供	1,013	10,818		
			1,082		
			2,164		
			3,246		
要介護5	地域通所介護35 5時間以上6時間未満のサービス提供	1,134	12,111		
			1,212		
			2,423		
			3,634		
要介護1	地域通所介護41 6時間以上7時間未満のサービス提供	678	7,241		
			725		
			1,449		
			2,173		

1
回
に
つ
き

		サービス内容略称	合成 単位数	算定 単位	全額(円)
		内 容			1割(円)
介 護 サ ー ビ ス	地 域 密 着 型 通 所 介 護	要介護2	地域通所介護42 6時間以上7時間未満のサービス提供	801	8,554
					856
					1,711
					2,567
		要介護3	地域通所介護43 6時間以上7時間未満のサービス提供	925	9,879
					988
					1,976
					2,964
		要介護4	地域通所介護44 6時間以上7時間未満のサービス提供	1,049	11,203
					1,121
					2,241
					3,361
		要介護5	地域通所介護45 6時間以上7時間未満のサービス提供	1,172	12,516
					1,252
					2,504
					3,755
		要介護1	地域通所介護51 7時間以上8時間未満のサービス提供	753	8,042
					805
					1,609
					2,413
		要介護2	地域通所介護52 7時間以上8時間未満のサービス提供	890	9,505
					951
					1,901
					2,852
		要介護3	地域通所介護53 7時間以上8時間未満のサービス提供	1,032	11,021
					1,103
					2,205
					3,307
要介護4	地域通所介護54 7時間以上8時間未満のサービス提供	1,172	12,516		
			1,252		
			2,504		
			3,755		
要介護5	地域通所介護55 7時間以上8時間未満のサービス提供	1,312	14,012		
			1,402		
			2,803		
			4,204		
要介護1	地域通所介護61 8時間以上9時間未満のサービス提供	783	8,362		
			837		
			1,673		
			2,509		
要介護2	地域通所介護62 8時間以上9時間未満のサービス提供	925	9,879		
			988		
			1,976		
			2,964		
要介護3	地域通所介護63 8時間以上9時間未満のサービス提供	1,072	11,448		
			1,145		
			2,290		
			3,435		

1
回
に
つ
き

		サービス内容略称		合成 単位数	算定 単位	全額(円)		
		内 容				1割(円)	2割(円)	3割(円)
介 護 サ ー ビ ス	地 域 密 着 型 通 所 介 護	要介護4	地域通所介護64	1,220	1 回 に つ き	13,029		
			8時間以上9時間未満のサービス提供			1,303		
						2,606		
						3,909		
		要介護5	地域通所介護65	1,365	1 回 に つ き	14,578		
			8時間以上9時間未満のサービス提供			1,458		
						2,916		
						4,374		
		入浴介助加算	入浴介助加算(Ⅰ)	40	1 日 に つ き	427		
			入浴サービスの実施			43		
						86		
						129		
			入浴介助加算(Ⅱ)	55		587		
			介護福祉士等が利用者の居室を訪問し、浴室における動作・環境を評価 機能訓練指導員等が共同して、個別の入浴計画を作成			59		
		中重度ケア 体制加算	中重度ケア体制加算	45	1 日 に つ き	118		
			要介護3以上の利用者割合が30%以上等			177		
						480		
						48		
		生活機能向上 連携加算	生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100	1 月 に つ き	48		
			通所リハ等のPT・OT等が、ICTを活用した動画等により、 利用者の状態を把握した上で、助言 3月に1回を限度			96		
						144		
						1,068		
			生活機能向上連携加算(Ⅱ)1	200		2,136		
			通所リハ等のPT・OT等が利用者宅等を訪問し、 利用者の状態を把握した上で、助言			214		
				428				
				641				
		生活機能向上連携加算(Ⅱ)2	100	1,068				
		生活機能向上連携加算(Ⅱ)1の要件を満たしたうえで 個別機能訓練加算を算定している場合		107				
個別機能訓 練加算	個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	56	1 日 に つ き	321				
	専従の機能訓練指導員1名以上(配置時間の定めなし) 個別機能訓練計画の作成と5人程度の小集団訓練			598				
				60				
				120				
	個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ	76		180				
	専従の機能訓練指導員1名以上(サービス提供時間帯配置) 個別機能訓練計画の作成と5人程度の小集団訓練			811				
				82				
				163				
		244						
	個別機能訓練加算(Ⅱ)	20		1 月 に つ き	213			
個別機能訓練加算(Ⅰ)の要件に加えて、 LIFEに計画書を提出した場合	22							
	43							
	64							

		サービス内容略称	合成 単位数	算定 単位	全額(円)	
		内 容			1割(円)	2割(円)
介 護 サ ー ビ ス	地 域 密 着 型 通 所 介 護	ADL維持等 加算	ADL維持等加算(Ⅰ) 評価対象利用者が10名以上 BIの評価を行い、厚労省に提出 ADL利得が1以上	30	1 月 に つ き	320
						32
						64
						96
			ADL維持等加算(Ⅱ) 評価対象利用者が10名以上 BIの評価を行い、厚労省に提出 ADL利得が2以上	60		640
						64
						128
						192
		認知症加算	認知症加算 日常生活自立度Ⅲ以上の利用者の占める割合が 「100分の20以上」であること	60	1 日 に つ き	640
						64
						128
						192
		若年性認知症 利用者受入加算	若年性認知症受入加算 個別に担当を決め、当該利用者の特性や ニーズに応じたサービス提供を行った場合	60	1 日 に つ き	640
						64
						128
						192
		栄養アセス メント加算	栄養アセスメント加算 管理栄養士1名以上 栄養アセスメントの実施 栄養状態等の情報を厚労省に提出	50	1 月 に つ き	534
						54
						107
						161
		栄養改善加算	栄養改善加算 管理栄養士1名以上 栄養ケア計画の作成及び栄養改善サービスの実施 3か月ごとの評価と必要に応じ居宅を訪問	200	月 2 回 限 度	2,136
						214
						428
						641
		口腔・栄養スク リーニング加算	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) ①6か月ごとに口腔の健康状態について確認を行い、ケアマネに情報提供 ②6か月ごとに栄養状態について確認を行い、ケアマネに情報提供 ①及び②	20	1 回 に つ き	213
						22
						43
						64
			口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) ①6か月ごとに口腔の健康状態について確認を行い、ケアマネに情報提供 ②6か月ごとに栄養状態について確認を行い、ケアマネに情報提供 ①又は②	5		53
						6
						11
						16
口腔機能 向上加算	口腔機能向上加算(Ⅰ) 歯科衛生士又は看護職1名以上 口腔機能改善管理指導計画の作成と実施	150	月 2 回 限 度	1,602		
				161		
				321		
	口腔機能向上加算(Ⅱ) 口腔機能向上加算(Ⅰ)に加えて、 計画書等の情報をLIFEに提出	160		481		
				1,708		
				171		
科学的介護 推進体制加算	科学的介護推進体制加算 ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症等の心身の状況等を 厚生労働省に提出	40	1 月 に つ き	342		
				513		
				427		
				43		
送迎減算	送迎減算 事業所が送迎を行わない場合	-47	片 道 に つ き	86		
				129		
				-501		
				-51		
					-101	
					-151	

		サービス内容略称	合成 単位数	算定 単位	全額(円)	
		内 容			1割(円)	2割(円)
介護 サ ー ビ ス	地域 密 着 型 通 所 介 護	サービス提供 体制強化加算 サービス提供体制加算(Ⅰ) 介護福祉士が70%以上 勤続10年以上介護福祉士25%以上	22	1 回 に つ き	234	
					24	
					47	
					71	
		サービス提供 体制強化加算 サービス提供体制加算(Ⅱ) 介護福祉士が50%以上	18		192	
					20	
					39	
		サービス提供 体制強化加算 サービス提供体制加算(Ⅲ) ①介護福祉士が40%以上 ②勤続7年以上30%以上 ①もしくは②のいずれかに該当	6		58	
					64	
	7					
	介 護 サ ー ビ ス	通 常 規 模 型 通 所 介 護	介護職員処遇改善加算 (令和6年5月まで)	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位の 59/1000	
			介護職員等特定 処遇改善加算 (令和6年5月まで)	介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位の 12/1000	
				介護職員特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位の 10/1000	
			介護職員等ベースアップ等 支援加算 (令和6年5月まで)	介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位の 11/1000	
			介護職員等 処遇改善加算 (令和6年6月 ～)	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位の 92/1000	
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)				所定単位の 90/1000		
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)				所定単位の 80/1000		
介護職員処遇改善加算(Ⅳ)				所定単位の 64/1000		
要介護1	通所介護 I 11 3時間以上4時間未満のサービス提供	370	1 回 に つ き	3,951		
				396		
要介護2	通所介護 I 12 3時間以上4時間未満のサービス提供	423		791		
				1,186		
				4,517		
要介護3	通所介護 I 13 3時間以上4時間未満のサービス提供	479		452		
				904		
				1,356		
要介護4	通所介護 I 14 3時間以上4時間未満のサービス提供	533		5,115		
				512		
				1,023		
要介護5	通所介護 I 15 3時間以上4時間未満のサービス提供	588		1,535		
				5,692		
				570		
要介護1	通所介護 I 21 4時間以上5時間未満のサービス提供	388		1,139		
			1,708			
			6,279			
			628			
			1,256			
			1,884			
			4,143			
			415			
			829			
			1,243			

		サービス内容略称	合成 単位数	算定 単位	全額(円)
		内 容			1割(円)
介 護 サ ー ビ ス	通常規模型通所介護	要介護2	通所介護 I 22 4時間以上5時間未満のサービス提供	444	4,741
					475
					949
					1,423
		要介護3	通所介護 I 23 4時間以上5時間未満のサービス提供	502	5,361
					537
					1,073
					1,609
		要介護4	通所介護 I 24 4時間以上5時間未満のサービス提供	560	5,980
					598
					1,196
					1,794
		要介護5	通所介護 I 25 4時間以上5時間未満のサービス提供	617	6,589
					659
					1,318
					1,977
		要介護1	通所介護 I 31 5時間以上6時間未満のサービス提供	570	6,087
					609
					1,218
					1,827
要介護2	通所介護 I 32 5時間以上6時間未満のサービス提供	673	7,187		
			719		
			1,438		
			2,157		
要介護3	通所介護 I 33 5時間以上6時間未満のサービス提供	777	8,298		
			830		
			1,660		
			2,490		
要介護4	通所介護 I 34 5時間以上6時間未満のサービス提供	880	9,398		
			940		
			1,880		
			2,820		
要介護5	通所介護 I 35 5時間以上6時間未満のサービス提供	984	10,509		
			1,051		
			2,102		
			3,153		
要介護1	通所介護 I 41 6時間以上7時間未満のサービス提供	584	6,237		
			624		
			1,248		
			1,872		
要介護2	通所介護 I 42 6時間以上7時間未満のサービス提供	689	7,358		
			736		
			1,472		
			2,208		
要介護3	通所介護 I 43 6時間以上7時間未満のサービス提供	796	8,501		
			851		
			1,701		
			2,551		
要介護4	通所介護 I 44 6時間以上7時間未満のサービス提供	901	9,622		
			963		
			1,925		
			2,887		

1
回
に
つ
き

		サービス内容略称	合成 単位数	算定 単位	全額(円)	
		内 容			1割(円)	2割(円)
介 護 サ ー ビ ス	通常 規 模 型 通 所 介 護	要介護5	通所介護 I 45	1,008	10,765	
			6時間以上7時間未満のサービス提供		1,077	
						2,153
						3,230
		要介護1	通所介護 I 51	658	7,027	
			7時間以上8時間未満のサービス提供		703	
					1,406	
					2,109	
		要介護2	通所介護 I 52	777	8,298	
			7時間以上8時間未満のサービス提供		830	
				1,660		
				2,490		
	要介護3	通所介護 I 53	900	9,612		
		7時間以上8時間未満のサービス提供		962		
				1,923		
				2,884		
	要介護4	通所介護 I 54	1,023	10,925		
		7時間以上8時間未満のサービス提供		1,093		
				2,185		
				3,278		
要介護5	通所介護 I 55	1,148	12,260			
	7時間以上8時間未満のサービス提供		1,226			
			2,452			
			3,678			
要介護1	通所介護 I 61	669	7,144			
	8時間以上9時間未満のサービス提供		715			
			1,429			
			2,144			
要介護2	通所介護 I 62	791	8,447			
	8時間以上9時間未満のサービス提供		845			
			1,690			
			2,535			
要介護3	通所介護 I 63	915	9,772			
	8時間以上9時間未満のサービス提供		978			
			1,955			
			2,932			
要介護4	通所介護 I 64	1,041	11,117			
	8時間以上9時間未満のサービス提供		1,112			
			2,224			
			3,336			
要介護5	通所介護 I 65	1,168	12,474			
	8時間以上9時間未満のサービス提供		1,248			
			2,495			
			3,743			
大 規 模 型 通 所 介 護 (I)	要介護1	通所介護 II 11	358	3,823		
		3時間以上4時間未満のサービス提供		383		
			765			
			1,147			
要介護2	通所介護 II 12	409	4,368			
	3時間以上4時間未満のサービス提供		437			
			874			
			1,311			

		サービス内容略称	合成 単位数	算定 単位	全額(円)
		内 容			1割(円)
介 護 サ ー ビ ス	大 規 模 型 通 所 介 護 (I)	要介護3	通所介護Ⅱ13 3時間以上4時間未満のサービス提供	462	4,934
					494
					987
					1,481
		要介護4	通所介護Ⅱ14 3時間以上4時間未満のサービス提供	513	5,478
					548
					1,096
					1,644
		要介護5	通所介護Ⅱ15 3時間以上4時間未満のサービス提供	568	6,066
					607
					1,214
					1,820
		要介護1	通所介護Ⅱ21 4時間以上5時間未満のサービス提供	376	4,015
					402
					803
					1,205
		要介護2	通所介護Ⅱ22 4時間以上5時間未満のサービス提供	430	4,592
					460
					919
					1,378
要介護3	通所介護Ⅱ23 4時間以上5時間未満のサービス提供	486	5,190		
			519		
			1,038		
			1,557		
要介護4	通所介護Ⅱ24 4時間以上5時間未満のサービス提供	541	5,777		
			578		
			1,156		
			1,734		
要介護5	通所介護Ⅱ25 4時間以上5時間未満のサービス提供	597	6,375		
			638		
			1,275		
			1,913		
要介護1	通所介護Ⅱ31 5時間以上6時間未満のサービス提供	544	5,809		
			581		
			1,162		
			1,743		
要介護2	通所介護Ⅱ32 5時間以上6時間未満のサービス提供	643	6,867		
			687		
			1,374		
			2,061		
要介護3	通所介護Ⅱ33 5時間以上6時間未満のサービス提供	743	7,935		
			794		
			1,587		
			2,381		
要介護4	通所介護Ⅱ34 5時間以上6時間未満のサービス提供	840	8,971		
			898		
			1,795		
			2,692		
要介護5	通所介護Ⅱ35 5時間以上6時間未満のサービス提供	940	10,039		
			1,004		
			2,008		
			3,012		

1
回
に
つ
き

		サービス内容略称	合成 単位数	算定 単位	全額(円)
		内 容			1割(円)
介 護 サ ー ビ ス	大 規 模 型 通 所 介 護 (I)	要介護1	通所介護Ⅱ41 6時間以上7時間未満のサービス提供	564	6,023
					603
					1,205
					1,807
		要介護2	通所介護Ⅱ42 6時間以上7時間未満のサービス提供	667	7,123
					713
					1,425
					2,137
		要介護3	通所介護Ⅱ43 6時間以上7時間未満のサービス提供	770	8,223
					823
					1,645
					2,467
		要介護4	通所介護Ⅱ44 6時間以上7時間未満のサービス提供	871	9,302
					931
					1,861
					2,791
		要介護5	通所介護Ⅱ45 6時間以上7時間未満のサービス提供	974	10,402
					1,041
					2,081
					3,121
要介護1	通所介護Ⅱ51 7時間以上8時間未満のサービス提供	629	6,717		
			672		
			1,344		
			2,016		
要介護2	通所介護Ⅱ52 7時間以上8時間未満のサービス提供	744	7,945		
			795		
			1,589		
			2,384		
要介護3	通所介護Ⅱ53 7時間以上8時間未満のサービス提供	861	9,195		
			920		
			1,839		
			2,759		
要介護4	通所介護Ⅱ54 7時間以上8時間未満のサービス提供	980	10,466		
			1,047		
			2,094		
			3,140		
要介護5	通所介護Ⅱ55 7時間以上8時間未満のサービス提供	1,097	11,715		
			1,172		
			2,343		
			3,515		
要介護1	通所介護Ⅱ61 8時間以上9時間未満のサービス提供	647	6,909		
			691		
			1,382		
			2,073		
要介護2	通所介護Ⅱ62 8時間以上9時間未満のサービス提供	765	8,170		
			817		
			1,634		
			2,451		
要介護3	通所介護Ⅱ63 8時間以上9時間未満のサービス提供	885	9,451		
			946		
			1,891		
			2,836		

1
回
に
つ
き

		サービス内容略称	合成 単位数	算定 単位	全額(円)
		内 容			1割(円)
介 護 サ ー ビ ス	大規模型通所介護(Ⅰ)	要介護4	通所介護Ⅱ64 8時間以上9時間未満のサービス提供	1,007	10,754
					1,076
					2,151
					3,227
	要介護5	通所介護Ⅱ65 8時間以上9時間未満のサービス提供	1,127	12,036	
				1,204	
				2,408	
				3,611	
	大規模型通所介護(Ⅱ)	要介護1	通所介護Ⅲ11 3時間以上4時間未満のサービス提供	345	3,684
					369
					737
					1,106
		要介護2	通所介護Ⅲ12 3時間以上4時間未満のサービス提供	395	4,218
					422
					844
					1,266
		要介護3	通所介護Ⅲ13 3時間以上4時間未満のサービス提供	446	4,763
					477
					953
					1,429
	要介護4	通所介護Ⅲ14 3時間以上4時間未満のサービス提供	495	5,286	
				529	
				1,058	
				1,586	
	要介護5	通所介護Ⅲ15 3時間以上4時間未満のサービス提供	549	5,863	
				587	
1,173					
1,759					
要介護1	通所介護Ⅲ21 4時間以上5時間未満のサービス提供	362	3,866		
			387		
			774		
			1,160		
要介護2	通所介護Ⅲ22 4時間以上5時間未満のサービス提供	414	4,421		
			443		
			885		
			1,327		
要介護3	通所介護Ⅲ23 4時間以上5時間未満のサービス提供	468	4,998		
			500		
			1,000		
			1,500		
要介護4	通所介護Ⅲ24 4時間以上5時間未満のサービス提供	521	5,564		
			557		
			1,113		
			1,670		
要介護5	通所介護Ⅲ25 4時間以上5時間未満のサービス提供	575	6,141		
			615		
			1,229		
			1,843		
要介護1	通所介護Ⅲ31 5時間以上6時間未満のサービス提供	525	5,607		
			561		
			1,122		
			1,683		

		サービス内容略称	合成 単位数	算定 単位	全額(円)
		内 容			1割(円)
介護 サ ー ビ ス	大規模型通所介護(Ⅱ)	要介護2	通所介護Ⅲ32 5時間以上6時間未満のサービス提供	620	6,621
					663
					1,325
					1,987
		要介護3	通所介護Ⅲ33 5時間以上6時間未満のサービス提供	715	7,636
					764
					1,528
					2,291
		要介護4	通所介護Ⅲ34 5時間以上6時間未満のサービス提供	812	8,672
					868
					1,735
					2,602
		要介護5	通所介護Ⅲ35 5時間以上6時間未満のサービス提供	907	9,686
					969
					1,938
					2,906
		要介護1	通所介護Ⅲ41 6時間以上7時間未満のサービス提供	543	5,799
					580
					1,160
					1,740
要介護2	通所介護Ⅲ42 6時間以上7時間未満のサービス提供	641	6,845		
			685		
			1,369		
			2,054		
要介護3	通所介護Ⅲ43 6時間以上7時間未満のサービス提供	740	7,903		
			791		
			1,581		
			2,371		
要介護4	通所介護Ⅲ44 6時間以上7時間未満のサービス提供	839	8,960		
			896		
			1,792		
			2,688		
要介護5	通所介護Ⅲ45 6時間以上7時間未満のサービス提供	939	10,028		
			1,003		
			2,006		
			3,009		
要介護1	通所介護Ⅲ51 7時間以上8時間未満のサービス提供	607	6,482		
			649		
			1,297		
			1,945		
要介護2	通所介護Ⅲ52 7時間以上8時間未満のサービス提供	716	7,646		
			765		
			1,530		
			2,294		
要介護3	通所介護Ⅲ53 7時間以上8時間未満のサービス提供	830	8,864		
			887		
			1,773		
			2,660		
要介護4	通所介護Ⅲ54 7時間以上8時間未満のサービス提供	946	10,103		
			1,011		
			2,021		
			3,031		

1
回
に
つ
き

		サービス内容略称	合成 単位数	算定 単位	全額(円)
		内 容			1割(円)
介 護 サ ー ビ ス	大規模型 通所介護 (Ⅱ)	要介護5	通所介護Ⅲ55 7時間以上8時間未満のサービス提供	1,059	11,310
					1,131
					2,262
					3,393
		要介護1	通所介護Ⅲ61 8時間以上9時間未満のサービス提供	623	6,653
					666
					1,331
					1,996
		要介護2	通所介護Ⅲ62 8時間以上9時間未満のサービス提供	737	7,871
					788
					1,575
					2,362
		要介護3	通所介護Ⅲ63 8時間以上9時間未満のサービス提供	852	9,099
					910
					1,820
					2,730
		要介護4	通所介護Ⅲ64 8時間以上9時間未満のサービス提供	970	10,359
					1,036
	2,072				
	3,108				
	要介護5	通所介護Ⅲ65 8時間以上9時間未満のサービス提供	1,086	11,598	
				1,160	
				2,320	
				3,480	
入浴介助加算	入浴介助加算(Ⅰ) 入浴サービスの実施	40	427		
			43		
			86		
			129		
	入浴介助加算(Ⅱ) 介護福祉士等が利用者の居室を訪問し、浴室における動作・環境を評価 機能訓練指導員等が共同して、個別の入浴計画を作成	55	587		
			59		
			118		
			177		
			480		
			144		
中重度ケア 体制加算	中重度ケア体制加算 要介護3以上の利用者割合が30%以上等	45	48		
			96		
			144		
			1,068		
生活機能向上 連携加算	生活機能向上連携加算(Ⅰ) 通所リハ等のPT・OT等が、ICTを活用した動画等により、 利用者の状態を把握した上で、助言 3月に1回を限度	100	107		
			214		
			321		
			2,136		
	生活機能向上連携加算(Ⅱ)1 通所リハ等のPT・OT等が利用者宅等を訪問し、 利用者の状態を把握した上で、助言	200	214		
			428		
			641		
			1,068		
生活機能向上連携加算(Ⅱ)2 生活機能向上連携加算(Ⅱ)1の要件を満たしたうえで 個別機能訓練加算を算定している場合	100	107			
		214			
		321			
		598			
個別機能訓 練加算	個別機能訓練加算(Ⅰ)イ 専従の機能訓練指導員1名以上(配置時間の定めなし) 個別機能訓練計画の作成と5人程度の小集団訓練	56	60		
			120		
			180		
			180		

	サービス内容略称	合成 単位数	算定 単位	全額(円)							
				1割(円)	2割(円)	3割(円)					
介護 サ ー ビ ス	個別機能訓練加算	個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ 専従の機能訓練指導員1名以上(サービス提供時間帯配置) 個別機能訓練計画の作成と5人程度の小集団訓練	76	1日につき	811	82	163	244			
		個別機能訓練加算(Ⅱ) 個別機能訓練加算(Ⅰ)の要件に加えて、 LIFEに計画書を提出した場合			20	1月につき	213	22	43	64	
		ADL維持等加算(Ⅰ) 評価対象利用者が10名以上 BIの評価を行い、厚労省に提出 ADL利得が1以上					30	1月につき	320	32	64
		ADL維持等加算(Ⅱ) 評価対象利用者が10名以上 BIの評価を行い、厚労省に提出 ADL利得が2以上			60	640			64	128	192
		認知症加算 日常生活自立度Ⅲ以上の利用者の占める割合が 「100分の20以上」であること	60	1日につき		640			64	128	192
		若年性認知症利用者受入加算 若年性認知症受入加算 個別に担当を決め、当該利用者の特性や ニーズに応じたサービス提供を行った場合			60	640			64	128	192
	栄養アセスメント加算 栄養アセスメント加算 管理栄養士1名以上 栄養アセスメントの実施 栄養状態等の情報を厚労省に提出	50				1月につき	534	54	107	161	
	栄養改善加算 栄養改善加算 管理栄養士1名以上 栄養ケア計画の作成及び栄養改善サービスの実施 3か月ごとの評価と必要に応じ居宅を訪問		200	月2回 限度			2,136	214	428	641	
	口腔・栄養スクリーニング加算 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) ①6か月ごとに口腔の健康状態について確認を行い、ケアマネに情報提供 ②6か月ごとに栄養状態について確認を行い、ケアマネに情報提供 ①及び②				20		1回につき	213	22	43	64
	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) ①6か月ごとに口腔の健康状態について確認を行い、ケアマネに情報提供 ②6か月ごとに栄養状態について確認を行い、ケアマネに情報提供 ①又は②							5	53	6	11
	口腔機能向上加算 口腔機能向上加算(Ⅰ) 歯科衛生士又は看護職1名以上 口腔機能改善管理指導計画の作成と実施	150			月2回 限度	1,602	161		321	481	
	口腔機能向上加算(Ⅱ) 口腔機能向上加算(Ⅰ)に加えて、 計画書等の情報をLIFEに提出		160	1,708		171	342	513			

	サービス内容略称 内 容	合成 単位数	算定 単位	全額(円)			
				1割(円)	2割(円)	3割(円)	
介護 サ ー ビ ス	科学的介護 推進体制加算	科学的介護推進体制加算	40	1 月 に つ き	427		
		ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症等の心身の状況等を 厚生労働省に提出			43		
					86		
					129		
	送迎減算	送迎減算	-47	片 道 に つ き	-501		
		事業所が送迎を行わない場合			-51		
					-101		
					-151		
	サービス提供体制 強化加算	サービス提供体制加算(Ⅰ)	22	1 回 に つ き	234		
		介護福祉士が70%以上			24		
		勤続10年以上介護福祉士25%以上			47		
			71				
		サービス提供体制加算(Ⅱ)	18		192		
		介護福祉士が50%以上			20		
					39		
			58				
		サービス提供体制加算(Ⅲ)	6		64		
		①介護福祉士が40%以上			7		
	②勤続7年以上30%以上	13					
	①もしくは②のいずれかに該当	20					
介護職員処遇改善加算 (令和6年5月まで)	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位の 59/1000	1 月 に つ き				
介護職員等特定 処遇改善加算 (令和6年5月まで)	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位の 12/1000					
	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位の 10/1000					
介護職員等ベースアップ等支援加算 (令和6年5月まで)	介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位の 11/1000					
介護職員等 処遇改善加算 (令和6年6月～)	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位の 92/1000					
	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位の 90/1000					
	介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位の 80/1000					
	介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位の 64/1000					

※ 以上のほかに、合計9時間以上を越える場合には、以下の延長の加算分がかかります。

	サービス内容略称 内 容	合成 単位数	算定 単位	全額(円)			
				1割(円)	2割(円)	3割(円)	
介護サ ー ビ ス	延長料金 9時間以上～10時間未 満	延1	50	1 回 に つ き	534		
		9時間以上10時間未満のサービス提供			54		
					107		
					161		
	延長料金 10時間以上～11時間未 満	延2	100	1 回 に つ き	1,068		
		10時間以上11時間未満のサービス提供			107		
					214		
					321		
	延長料金 11時間以上～12時間未 満	延3	150	1 回 に つ き	1,602		
		11時間以上12時間未満のサービス提供			161		
					321		
					481		

※ 負担額は小数点以下の計算の関係で実際の金額と若干異なります。

(2) 介護保険以外の利用料金

項目	料金
食費(昼食、おやつ代)	650 円
食費(特別食・ムース食等、おやつ代)	650 円
おむつ代	実費
レクリエーションにかかる費用	実費
	円

- * 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払わない場合があります。
その場合は一旦全額自己負担額を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。
サービス提供証明書を後日、お住まいの区市町村の窓口に提出しますと、差額の払戻しを受けることができます。
- * 以上のほかに、合計12時間以上を越える延長の加算等をご請求する場合がございます。

(3) お支払い方法

毎月25日頃に前月分の請求書を送付致しますので、合計額を翌々月の4日に口座引き落としの方法でお支払いください。もしくは、請求書の交付を受けてから10日以内に銀行振り込み・現金支払いでも構いません。お支払いいただきますと、領収書を発行致します。

◆ キャンセル料

サービス利用を中止する場合には、できるだけ早く事業所へお知らせ下さい。
利用者様のご都合でサービスを中止する場合、利用日当日の午前8時30分までにご連絡がなかった場合は1日分の食費相当分(650円)のキャンセル料がかかります。

◆ サービス内容

- ① 送迎 自宅の玄関までお迎えに伺い、お送り致します。
- ② 食事 利用者様の状況に沿った温かい食事を提供致します。
- ③ 生活相談 利用者様及びご家族の日常生活における、介護等に関する相談及び助言を致します。
- ④ 入浴 利用者様の状態に合わせた入浴介助を行います。
- ⑤ 機能訓練 体操等を行い、残存機能の維持向上に努めます。
- ⑥ レクリエーション 日常活動プログラムに趣味活動等を取り入れ、心身のリフレッシュを図ります。

◆ サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。
通所介護契約を結び、サービスの提供を開始します。
※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい。

(2) サービスの終了

- ① 利用者様の都合でサービスを終了する場合
1週間前の予告期間をおいて文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者様の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
- ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合
人員不足又は信頼関係が損なわれる等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了せざるを得ない場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知致します。

- ③ 自動終了
- 以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
- ・利用者様が介護保険施設に入所した場合
 - ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者様の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
 - ※ この場合、条件を変更して再度契約することができます。
 - ・利用者様がお亡くなりになった場合
- ④ その他
- ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者様、ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は当法人が破産した場合、利用者様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
 - ・利用者様が、サービス利用料金の支払を1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、利用者様が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、利用者様が入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、又は利用者様やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合がございます。

◆ 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。また、救急車対応の措置を講じる場合もあります。

◆ 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- ① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ② 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

(2) 個人情報の保護について

- ① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。
- ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるもの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

◆ 事故防止及び発生時の対応方法について

事故を予防するため、当事業所では職員教育及び設備・環境整備等、最大限の努力を行っております。しかし転倒等の事故を完全に防げるものではありませんのでご了承下さい。利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、区市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・精神・財産・名誉等に損害を及ぼした場合には、事業者が加入している損害賠償保険の範囲内で、その損害を賠償します。

◆ 当事業所の概要及び特徴

・ 事業の目的及び運営方針

- ① 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めると共に、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に通所計画を作成し利用者が必要とする適切なサービスを提供致します。
- ② 利用者またはその家族に対して、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明致します。
- ③ 適切な介護技術をもってサービス提供致します。

・ 虐待防止のための措置

当事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、虐待の発生及び再発を防止するため、下記に掲げる措置を講じる。

- 一 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
 - 二 虐待の防止のための指針を整備する。
 - 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
 - 五 利用者が虐待を受けている恐れがある場合はただちに区市町村へ報告する。
- 2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

・ ハラスメント防止のための措置

当事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場における性的な言動、又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの、及び利用者等からの悪質なクレームや不当な要求・性的な言動等により、職員等の就業環境が害されることを防止するための明確化等の必要な措置を講じる。

・ 事業所の概要

名称	デイホームにんじん・万願寺
所在地	東京都日野市万願寺6-22-6
事業者番号	東京都指定 1373500667
サービス提供地域	日野市、八王子市(一部地域)、多摩市(一部地域)
営業日・営業時間	月～土曜日 8時30分～17時30分
定休日	日曜日、12月31日～1月3日(祝日は営業しています)

・ 事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	介護福祉士	1名		施設運営全般	1名
生活相談員	介護福祉士	1名		生活指導・相談	1名
看護職員	看護師		2名	バイタルチェック、服薬	2名
介護職員	初任者研修・1級・2級		3名	食事・入浴・排泄の介助等	8名
	その他	2名			
ドライバー	2級ヘルパー修了者		3名	送迎・乗降介助	3名

・ 事業所の設備の概要

定員	35名	静養室	1室
食堂兼機能訓練室	1室 102.4m ²	相談室	1室
送迎車	4台	入浴設備	2室(一般浴兼リフト浴・リフト浴)

◆ サービスご利用にあたっての留意事項

- ① 送迎時間の連絡 : 利用曜日によりあらかじめ送迎の時間はお知らせ致します。
- ② 体調確認 : 来所時のバイタルチェック及びご家族より聞き取りにて確認します。
- ③ 体調不良等によるサービスの中止・変更 : 体調不良等によるサービス提供が不可能となった場合サービスの中止・変更する場合があります。
- ④ 時間変更 : 利用者及び家族のニーズに出来る限り応えています。
- ⑤ 設備・器具の利用 : 体調不良時、静養室の利用や必要に応じ車椅子の対応を致します。

◆ 非常災害対策

- ① 防災時の対応 : 防災時対応マニュアルにより適切に対応します。
- ② 防災設備 : 消火器を施設内に設置し、救急持ち出し用具の設備をしています。
- ③ 防火訓練及び避難訓練 : 実施しています。
- ④ 防火責任者 : 管理者

◆ サービスのご利用の参考項目

事 項	有無	事 項	有無
男性介護職員の有無	○	従業員への研修の実施	○
時間延長の有無	○	サービスマニュアルの作成	○
第三者評価の実施状況	無		